



こんにちは。山田花子です。

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることが決定しています。

インボイス制度とは、インボイスと呼ばれる書類を使い、消費税率や消費税額を相手方に正確に伝える制度のことです。

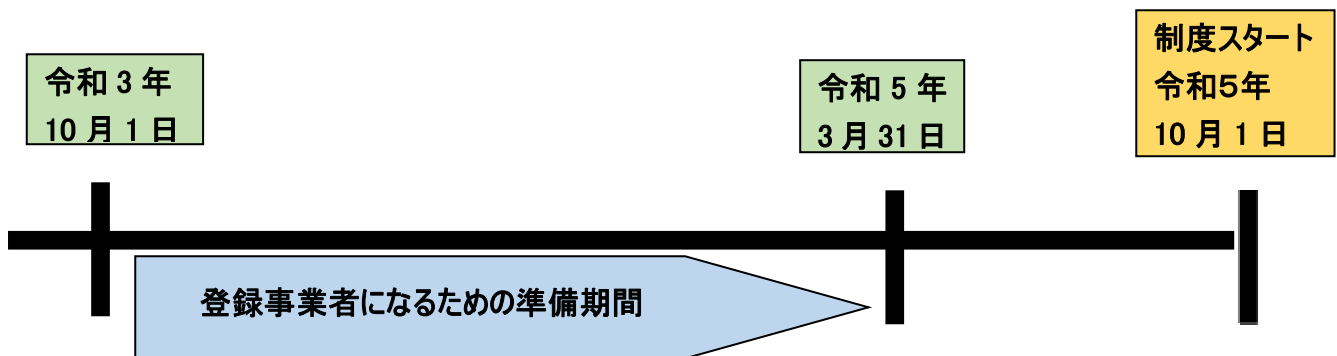
インボイスは、消費税法上は「適格請求書」と呼ばれ、これまで使用されてきた請求書とは記載内容が変更になります。

前回、インボイス制度の概要とそのねらい、導入後の変化について勉強しました。今回は、導入にあたって必要な準備について、確認したいと思います。

## 1. インボイス制度 準備

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度は、導入するまでには準備期間が設けられています。

それは、事業者が適格請求書を発行できる登録事業者になるための期間です。



令和3年10月1日より、登録事業者になるための準備期間とされています。

適格請求書を発行することができる登録事業者になるために必要な手続きの受付が開始されるということです。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を管轄の税務署に提出すると、税務署から事業者ごとに登録番号が通知されます。法人番号を有する事業者は「T+法人番号」が登録番号となり、それ以外の事業者は、「T+13ケタの数字」が登録番号となります。

インボイス制度開始の日から適格請求書を発行できるようにするためには、令和5年3月31日までに手続きをしなければいけないということになっていますので、令和3年10月1日～令和5年3月31日の1年半の間に登録申請書を税務署に提出する必要があるということになります。

## 2. 買い手側がやるべき事

商品を購入したりサービスの提供を受けたりした買い手側は、帳簿と売り手から交付された書類を保存する必要があります。作成する帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名・名称や取引年月日、取引の内容、対価の額を明記しなければなりません。

また、売り手から交付される書類には、適格請求書のほか、相手方の確認を受けた仕入明細書などが含まれます。なお、請求書などの書類の交付を受けることが困難な場合などは、帳簿のみを作成して保存しておくこととされています。

### 3. 売り手側がやるべき事

商品を販売しサービスの提供を行った売り手側の事業者は、買い手事業者の求めに応じ、**適格請求書を交付しなければなりません。また、交付した適格請求書の写しは保存しなければなりません。**

適格請求書には、**売り手事業者の氏名・名称と登録番号、取引年月日、取引内容、対価の額と税率、消費税額等を記載**します。

ただし、事業内容によっては適格請求書を交付することが難しい場合があり、以下にあるような事業者については、適格請求書を買い手に交付する義務が免除されます。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が 卸売の業務として行うものに限る)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

### 4. インボイス制度・まとめ

インボイス制度が始まると、買い手側の事業者として仕入税額控除の計算を行うためには、**適格請求書の交付を受けなければなりません。**

売り手側の事業者は、**適格請求書を発行できる事業者になるための申請書を提出しなければなりません。**この申請書は、登録事業者になろうとするすべての事業者が提出しなければならないものです。

インボイス導入当初から登録事業者になるためには、遅くとも令和5年3月31日までに申請しなければなりません。忘れずに手続きをするようにしましょう。

新・経理実務の頁をお読みいただき、ありがとうございます。

新・経理実務の頁は今回の25にて終了とさせていただきます、

来年の次号からは、広く経理について考えていけるような

頁となるように、リニューアルをする予定です。

引き続き、どうぞよろしくお願い致します。

